

「地方分権改革の推進に向けた研究会」報告書の要点

【基本的方向】

- 各地方自治体は、人口減少社会の本格的な到来等に伴う様々な課題の解決などに取り組むとともに、地域の実情に応じた施策を自らの責任で実践していくことが必要。
- 国と地方の緊密な連携の下で新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできた経験も踏まえ、国と地方の連携のより一層の強化が必要。

○地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう自治立法権を拡充・強化

- ・ 義務付け・枠付けの緩和や法令の統廃合など、法令の規律密度緩和
- ・ 「従うべき基準」の原則「参酌基準化」
- ・ 条例制定をはじめとする自治立法権の積極的な行使

○地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し

- ・ 計画策定を求める法令等の見直し
- ・ 趣旨・目的の重複や必要性の低下が見られる計画等の統廃合
※法令により計画等の策定を求める規定：157 件（H4 年）⇒390 件（R 元年）

○国の政策決定プロセスに地方が参画する仕組みを充実

- ・ 政策形成段階から国の政策決定プロセスに地方が参画
- ・ 分野別分科会の設置など、「国と地方の協議の場」の制度的充実
- ・ 議員立法に地方の意見を反映させる仕組みを導入

○国と地方の緊密な連携による新しいパートナーシップを構築

- ・ あらゆる分野において国と地方の代表者が実質的な議論を行う場を定常的に設置
- ・ 国が専ら所管している行政分野における国・地方協働型の行政運営の推進

○地方自治の基盤となる地方税財政の充実・強化

- ・ 地方全体と個別自治体レベルとを含めた地方一般財源の確保・充実
- ・ 国と地方の税収割合と歳出割合の乖離の縮小
- ・ 地方税財政の制度設計や配分等の決定における地方代表の参画